

社会保険等未加入対策の実施について

建設工事の技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等を目的として、本市においても、全国的に進められている社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）の未加入対策を次のとおり実施します。

平成30年4月1日以降の建設工事の入札に参加する者に必要な資格として、社会保険等への加入を必要とします。

※経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書により確認。

※法令の規定により「適用除外」とされている者を除く。

なお、平成31・32年度の建設工事の入札参加資格審査申請（定期受付）より、社会保険等に加入していない建設業者は、資格審査申請できません。